

北上市告示甲第52号

北上市移住支援金交付要綱（令和元年北上市告示甲第20号）の一部を次のように改正し、令和5年6月23日から適用する。ただし、令和5年6月23日前に移住した者に係る補助金の適用については、なお従前の例による。

令和5年8月2日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 条件不利地域 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（平成12年法律第15号）</u>、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(移住支援金の対象者)</p> <p>第3 移住支援金の交付の対象とする者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たして、移住し、かつ就業又は起業しているものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 条件不利地域 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u>、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(移住支援金の対象者)</p> <p>第3 移住支援金の交付の対象とする者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たして、移住し、かつ就業又は起業しているものとする。</p>

- (1) [略]
- (2) 移住支援金を申請した日（以下「申請日」という。）において、移住後3か月以上1年以内であること。

(3)～(5) [略]

（移住支援金の額）

第6 移住支援金の額は、単身世帯にあつては60万円、2人以上の世帯で、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては100万円とする。ただし、申請日の属する年度の前年度の3月31日時点で18歳未満である世帯員を帯同して移住する場合は、当該18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

- (1)～(3) [略]
- (4) 世帯員のいずれも、申請日において転入後3か月以上1年以内であること。

別表（第4関係）

就業の種類	要件
一般	次の全てに該当すること。 (1)～(3) [略] (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて <u>就業し、申請日において連続して3月以上在職している</u> こと。 (5)～(7) [略]
専門人材	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利

- (1) [略]
- (2) 移住支援金を申請した日（以下「申請日」という。）において、移住後1年以内であること。

(3)～(5) [略]

（移住支援金の額）

第6 移住支援金の額は、単身世帯にあつては60万円、2人以上の世帯で、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては100万円とする。ただし、申請日の属する年度の前年度の3月31日時点で18歳未満である世帯員を帯同して移住する場合は、当該18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

- (1)～(3) [略]
- (4) 世帯員のいずれも、申請日において転入後1年以内であること。

別表（第4関係）

就業の種類	要件
一般	次の全てに該当すること。 (1)～(3) [略] (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて <u>就業している</u> こと。 (5)～(7) [略]
専門人材	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利

	<p>用した者で、次のすべてに該当すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>		<p>用した者で、次のすべてに該当すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>
[略]		[略]	
<p>遠恋複業以外の関係人口</p>	<p>北上市に移住する以前に連続する2年以上北上市の住民基本台帳に登録したことがある者で、次のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて<u>就業し、申請日において連続して3月以上在職していること。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>遠恋複業以外の関係人口</p>	<p>北上市に移住する以前に連続する2年以上北上市の住民基本台帳に登録したことがある者で、次のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて<u>就業していること。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>様式第1号別紙2（第7関係）</p> <p>[略]</p> <p>北上市及び岩手県は、北上市移住支援金の交付及びいわて暮らし応援事業の実施に際して得た申請者（2人以上の世帯である場合は世帯員を含む。）の個人情報について、<u>北上市及び岩手県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、それぞれの事業の実施のために利用します。</u></p> <p>[略]</p>		<p>様式第1号別紙2（第7関係）</p> <p>[略]</p> <p>北上市及び岩手県は、北上市移住支援金の交付及びいわて暮らし応援事業の実施に際して得た申請者（2人以上の世帯である場合は世帯員を含む。）の個人情報について、<u>個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、それぞれの事業の実施のために利用します。</u></p> <p>[略]</p>	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

